



## 非居住者が受け取る著作権使用料

### 第 188 回

増田さん：みらい先生、お久しぶりです。

みらい：増田さん、お久しぶりですね。今年 4 月から台湾工場での勤務でしたね。いかがですか。

増田さん：私にとっては初めての海外勤務ですので、仕事でも生活でも慣れないことが多くて大変ですが、同僚に支えられながら元気に頑張っていますよ。

みらい：それはよかったです。ところで、今日は税金についてのご質問とのことですが、どのようなことでしょうか。

増田さん：私は絵を描くことが趣味なのですが、出版社で働く知人の頼みで、その出版社が発行する詩集に掲載される挿絵を年間で数点、提供しています。そのお礼として出版社から報酬を頂いているのですが、私が海外勤務になりましたので、その報酬にかかる税金はどのようになるのかと思ひまして。

みらい：増田さんがそのような趣味をお持ちだったとは、今まで気づきませんでした。まず、増田さんが受け取る報酬の性質について触れると、意外かもしれませんが、挿絵は著作権の範囲に含まれるので、著作権の使用料を受け取っていることになります。著作権の定義はやや難しいのですが、その範囲は広く、一般的な例では挿絵のほか、写真、論文、映画、楽曲などがありますよ。

増田さん：いろいろあるんですね。それにしても、私の報酬の受取理由が「著作権の使用料」とは、話が大きい感じもします。

みらい：次に、増田さんが日本にいらっしゃった時は、その報酬にはどのように課税されていたか、ご存知ですか。

増田さん：毎回、源泉税が天引きされていました。また、報酬は年間数万円でしたので、確定申告はしていませんでした。

みらい：著作権の使用料に係る源泉税率は 10.21% (1 回に支払われる金額が 100 万円を超えた場合、その 100 万円を超える部分は 20.42%) です。

また、確定申告についてですが、すべての収入について確定申告を行うのが原則ですが、給与所得・退職

所得以外の所得が 20 万円以下であれば、確定申告しないことも認められています。

増田さん：それらの取り扱いは、私が台湾に移住すると変わるのでしょいか。

みらい：増田さんが日本に住んでいる時は居住者に分類されていましたが、現在は台湾に在住しているので非居住者に該当します。著作権の使用料は国内源泉所得に該当しますので、居住者・非居住者のどちらであっても日本の所得税が課されるのですが、増田さんのように、日本国内に恒久的施設(事務所など事業を行う一定の場所)を持たない非居住者が受け取る著作権使用料は、その金額に関わらず 20.42%の源泉徴収で納税手続きが完結しますよ。

増田さん：日本に恒久的施設があるかどうかでも、取り扱いが異なるんですね。

みらい：はい。その通りです。

ところで、日本と租税条約を結んでいる国に住んでいる場合は、そちらが優先されます。日本と台湾の間には租税条約はありませんので、増田さんの受け取る著作権使用料について日本の課税は先程の説明の通りですが、台湾での課税については現地でよく確認してくださいね。

増田さん：よく分かりました。みらい先生、ありがとうございました。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ  
みらいコンサルティング株式会社  
税理士法人みらいコンサルティング  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング  
Reanda MC 国際公認会計士共同事務所  
霞が関司法書士事務所  
〒100-6004  
東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 4 階  
TEL : 81-3-3519-3970 (代)  
FAX : 81-3-3519-3971  
URL : <http://www.miraic.jp/>